

第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態における県が行う対処措置は、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとし、次のとおり定める。

1 緊急処理事態 (法第172条～法第183条)

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県〈各対策班〉は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

具体的には、国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には、知事〈総括対策班〉は緊急処理事態対策本部を設置し、県対策本部員及び県対策本部職員を参集する。なお、緊急処理事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第2章に準じるものとする。

また、県〈各対策班〉が行う住民への避難の指示等、救援及び武力攻撃災害への対処等の緊急対処保護措置については、第3編に定める武力攻撃事態等への対処に準じて実施する。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 (法第183条)

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県〈各対策班〉は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。また、警報の解除も同様とする。